

概要

日本とフランス両国において、科学研究・技術開発力の維持向上は経済社会を安定的に発展させていくためには必須の要件である。その基盤を支えているのは大学・国立研究機関や産業界に従事する研究者たちである。しかし、彼らの再生産を担う大学院教育、特に博士課程教育はいろいろな意味で困難を経験している。両国では、博士課程修了者の数がここ十年来減少あるいは停滞しているという共通の問題に直面している。しかし、両国で施行された大学院制度改革は、大きく異なっているようにみえる。特に博士課程進学者に対する多面的な支援面において、フランス政府は大きな改革努力をしてきている。職業専門性を強調したカリキュラム編成、新たな博士論文指導制度、産業界就業支援そして博士課程就学者経済支援政策等多くの改革が行われた。その結果、フランスでは博士課程の学生は基本的にリサーチワーカー、つまり給与所得者の身分 — STEM 分野ではほぼ 100%、人文・社会科学分野で 60% — を付与されるようになった。

フランスの大学院制度改革は、博士号、博士課程、博士号取得者をよりプロフェッショナル化するために2008年頃から始まった一連の動きに起因している。このプロセスは、学位研究及び論文執筆のための新たな枠組みを提供するとともに、博士号取得者の就職市場への移行を確実なものとし、特に公的研究機関(大学及び国立研究機関)よりも民間部門への就職を奨励することを目的としている。これは、学位研究・論文執筆の為に生活資金調達から、企業研修へのアクセス、専門職のキャリアに関する情報ツールの配備に至るまで、多くの施策によって支えられている。この博士号取得者の[プロフェッショナルライゼーション]と呼ばれる流れには、フランス政府、大学、博士課程大学院、各種民間組織、企業など多くの利害関係者が関与している。

本報告書の目的は、フランスにおける大学院博士課程教育制度の概観を提供し、フランスのモデルに照らして日本独自の博士課程プログラムの新たな展開可能性に寄与することにある。そのため、フランスにおける博士課程の様々な特徴を紹介する以上に、実施されている制度の実態評価に主眼が置かれている。特に、フランスの博士課程進学者に対する財政支援は多様かつ複雑であるので、本報告書に即した形で以下とおり概括しておく。

2023年11月17日、フランス政府はビジネスと社会全般における博士号の認知に関するタスクフォースを立ち上げた。この目的は、来年度春までに、既存のメカニズムを強化し、次に掲げるような新たな措置を提案することである：

- 民間セクター研究職における博士号取得者の数を増やし、博士号取得を目指す技術者の数を増やす；
- 博士号取得者がキャリアパスを築く際の支援を強化し、民間企業への転職をより迅速かつ円滑に行えるようにする；
- 民間企業における博士号取得の認知度を高める；
- つまり、博士号取得者の高次元の教育と高度な能力とが、わが国の経済と企業に十分に利益をもたらすようにすることである。

フランス高等教育・研究省によれば、次のとおり：

「2021年度の開始時点で、博士課程に在籍する学生数は71,500人で、2020年度より若干増加するが、それでも2011年度を下回る。同時に、13,600人の博士課程の学生が卒業し、その数は2020年より15%増加し、2011年より4%減少する。博士課程1年生の4人に3人が学位論文のための生活資

金援助を受けている」。

フランスでは、博士課程における研究・教育組織と国家博士号授与に至る手続きは法律で定められている。最近では、2022年8月26日付の政令が、これらのさまざまな側面を強化してきている。第二次世界大戦後、フランスでは多くの政令によって大学院博士課程と博士号が制度化されたが、専門化[プロフェッショナルリゼイション]が現実のものとなったのは、2006年8月7日の政令による2010年代半ば以降のことである。さらに、2022年の政令に定められた規定は、フランスの第3次研究計画(2020年から2030年)法(Loi n° 2020-1674 du 24 décembre 2020 de programmation de la recherche pour les années 2020 à 2030)の一部の条文によって強化されている。これらは、民事法上の博士契約の導入、博士課程モニタリングの強化、ポスドク契約の変更に関するものである。

学位論文執筆のための生活資金調達

博士課程から就職への移行に関するフランスの社会学的諸研究は、博士号取得者の将来にとって論文執筆のための生活資金支援が最重要課題であることを示している。十分な生活資金支援は学位取得に有利であり、調達資金の種類によってその後のキャリアパスが細分化され、またポスドクや将来の雇用形態が決まる傾向にある。つまり、博士課程学生が可能な限り最良の条件で研究を実施し学位論文を準備できるようにするため、フランスの大学は生活資金調達に責任を持つようになっている。以下に見るように、フランスにおける博士課程学生に対する生活資金提供は多様化しており、その多くは大学、国立研究機関や民間企業が博士課程学生を正規の研究労働者として雇用するという形で行われる。

博士契約 (CONTRAT DOCTORAL)

博士契約は、博士課程の学生が利用できる主要な支援形態である。博士契約は、2009年4月23日付政令第2009-464号「公立高等教育機関または研究機関における博士課程の学生との契約に関する政令」によって定められている。これは労働法上の契約である。この雇用契約は、博士課程に在籍する博士課程の学生(雇用者)と、雇用主としての大学・グランゼコール及び国立研究所の間で締結される。ほぼ全博士課程在籍学生の40%は、この博士契約で雇用者となり、博士研究の遂行および博士論文の執筆をしている。

契約期間は3年で、2カ月の試用期間がある。この3年間の契約期間中は、疾病傷害・年金や出産等のすべての社会保険が適用される。またこの契約では、博士課程の学生(雇用者)に委託される年間業務を規定している:

- 教育(最大64時間の学部生教育、年間64半日分の業務に相当);
- 科学的情報の発信または研究成果の発表(最大64半日分);
- コンサルティング等専門知識供与(最大64半日分)。

給与総額は博士契約書に明記される。終身雇用でない国家公務員に適用される一般規定に関する政令第86-83号が適用される。支給額は2023年9月1日時点で月額2074.18ユーロである。この報酬額は省令で定められ、公務員指数に連動する。

民間博士契約 (CONTRAT DOCTORAL PRIVE)

私法上の博士号取得契約は、博士課程に在籍する学生と、民間部門に属する雇用主(公共産業・商業施設(EPIC)、公益財団(FRUP)、公益私立高等教育施設(EESPIG)、または民間企業)との間で締

結ばれる契約である。この契約は、CIFRE(下記参照)の一部として利用することができる。契約期間は当初3年間で、1回ごと最長1年間までの延長更新が2回まで可能である。

毎年、遅くとも12月31日までに、博士課程在籍学生は雇用主に、博士課程に在籍していることを証明する書類を提出しなければならない。博士課程の学生が博士課程に再入学していない場合、雇用主は補償金を支払うことなく、契約を早期に終了させることができる。博士契約が終了した場合、雇用主は直ちに博士課程大学院に通知する。

- 雇用主は研究プロジェクトを定め、関係する博士課程大学院に求人票を配布する。この求人票には、特に博士研究プロジェクトのテーマ、博士課程学生(雇用者)に委託される研究および補足的活動の内容、期待されるスキル、論文完成の条件、想定される報酬が明記される。
- 私法上の博士号取得契約の締結には、博士課程の学生が在籍する研究科長の同意が必要であり、研究科長はまず論文指導教官の意見を求める。
- 雇用主、博士課程学生、および学生(雇用者)が在籍する教育機関(大学・グランゼコール及び国立研究所)の間で、共同研究契約を締結しなければならない。この協定には、研究プロジェクト遂行のための物的条件、雇用主の施設での滞在時間、論文執筆の条件、博士課程研究科または雇用主が提供する学術交流や研修コースへの参加、成果の交換・共有・普及・活用に関する条件などが定められている。
- 雇用主は、博士課程学生が企業や組織内で研究を遂行できるよう、メンターを任命する。この指導者は、学位論文の指導教員と協力して、博士課程の学生(雇用者)を専門的な環境で指導し、研究活動の技術的・科学的なフォローアップを保証する責任を負う。

CIFRE 契約(Conventions Industrielles de Formation par la Recherche)

CIFRE 契約制度は、民間企業が、大学や国立研究所の指導のもとで研究を行い、博士論文を執筆する博士課程学生を雇用するための資金援助を受けられる制度である。企業、大学・国立研究所、博士課程学生から高く評価されているこの産学連携研究制度は、官民の研究開発協力を強化し、かつ博士課程学生の民間部門での雇用を促進するための強力な梃子となっている。フランス企業のイノベーション・プロセスと競争力強化に貢献していると評価されている。CIFRE プログラムは、フランス高等教育・研究・イノベーション省が全額出資しており、同省はその実施を全国研究技術協会に委託している。

全国研究技術協会

(ANRT; ASSOCIATION NATIONALE POUR LA RECHERCHE ET TECHNOLOGIE)

1953年に設立されたANRTは、研究・技術革新の分野で長年の実績を誇る。1901年7月1日に制定された法律に準拠する民間団体で、会員のために活動している。ANRTの使命は、会員の研究・技術革新活動を支援するために必要なあらゆる集合的資源を提供し、公的機関や適格なフランスおよび国際機関との交渉において会員を代表することである。

CIFRE プログラムの目的は産学間の研究パートナーシップの発展を促進することにあるが、そのための有効な手段として博士課程学生を企業が正規に雇用して、その研究成果が学術的な評価を受けるとともに企業のイノベーションに実質的に寄与する事を狙っている。博士課程学生にとってのメリットは、賃金労働者として生活を安定させながら博士号取得ができ、かつ企業が実際に必要としている研究テーマで研究者としての職業能力を身に着けることができることにある。彼らの企業就職率は優位に高くなっている。

雇用主に対しての CIFRE の利用条件

ANRT は研究担当省に代わり、博士課程の学生を一人雇用するために年間 14,000 ユーロの助成金を企業に 3 年間支払う。雇用契約は、36 ヶ月の有期契約で、年間給与総額が 24,529.44 ユーロ以上であることが条件となる。雇用主は研究税額控除 (CIR) の対象となる。研究を円滑に進めるための大学との共同研究契約締結が必須であり、知的財産の所有権帰属と研究成果の使用に関する協定が結ばなければならない。

博士課程学生に対しての CIFRE の利用条件

博士課程学生は雇用主の企業と雇用契約 (長期または 3 年間の有期契約で、年間給与総額が 24,529.44 ユーロ) を結ばなければならない。所属する研究室で博士称号を授与する責任を負う大学院に登録されている必要がある。所属研究室の論文指導教官と所属企業の科学指導メンター 2 人の指導責任者から指導を受ける。

大学院研究室・指導教官に対しての CIFRE の利用条件

企業と長期的な関係を築きながら、雇用主の戦略やニーズに沿った研究を行う。大学教員・研究者は、基礎理論とビジネスニーズを満たすソリューションを組み合わせることで、新しいコンセプトを提案することができる。博士課程学生は、所属する博士研究科に在籍し、その研究科のすべての研修コースを受講する。博士課程学生の高い博士論文成功率と就職率は、実務研究を通じたこの訓練に大きな評価を与えている。フランス政府は、2017 年には 1,400 人だった CIFRE を、2027 年までに 2,150 人にするという目標を設定した。

以上